

DB法施行規則等の一部改正にか かかる省令等の改正について

対象	DB	厚生基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

※ご参考にDB以外のお客様にも送信しています。

ポイント

- 標記については意見募集※1※2が行われておりましたが、今般、省令・通知※3が改正されましたのでご案内いたします。
- 省令・通知の改正内容は以下のとおりです。（意見募集時から変更はありません）
 1. 非継続基準抵触時の掛金の見直し
 2. 実施事業所減少にかかる一括拠出額の見直し
 3. 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し
 4. その他の見直し
- 施行日：平成28年4月8日

※1 [年金ニュースNo.400](#)ご参照

※2 [年金ニュースNo.401](#)ご参照

※3 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第90号）
「確定給付企業年金制度について」の一部改正について 平成28年4月8日年発0408第1号
「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について 平成28年4月8日年企発0408第1号

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

非継続基準抵触時の掛金の見直し

【経過措置】平成29年3月31日以前に終了する事業年度にかかる決算においては、現行の取扱いが可能

- ✓ 非継続基準に抵触した場合、積立不足をできる限り早期に償却できるよう、積立比率方式による特例掛金の拠出時期を早期化。
- ✓ あわせて、特例掛金の算定方法を精緻化(資産の変化について適切に見込むための措置)。

	現行	変更内容
特例掛金の拠出時期	特例掛金を非継続基準に抵触した決算年度の翌々事業年度の規約に定める時期に拠出	翌事業年度より特例掛金の拠出を可能とする (現行どおり翌々事業年度からの拠出も可能)
特例掛金の算定方法	積立不足を償却するための額+翌事業年度における債務の増加見込額 - 翌事業年度における資産の増加見込額 ↑ 掛金収入による資産の増加のみを見込む	左記「翌事業年度における資産の増加見込額」を精緻化し、 給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込む

【特例掛金の算定方法】

掛金収入による資産の増加、給付による資産の減少、運用収益による資産の増加を見込む

特例掛金	当年度末における積立不足の償却額
翌年度における 資産の増加見込額	翌年度における最低積立基準額の増加見込額

※ 翌年度に特例掛金を拠出する場合は、翌年度の資産・最低積立基準額の増加見込みは織り込まない

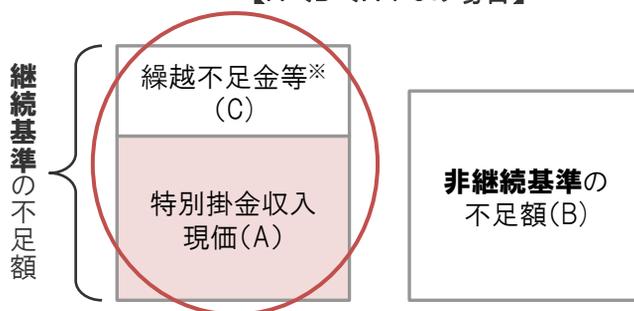
実施事業所減少にかかると一括拠出額の見直し

- ✓ 事業所がDBから脱退する場合、他の事業所の掛金が増加しないよう掛金を一括拠出することとなっているが、この一括拠出額の算定を見直し、新たな方法を追加。

	現行	変更内容
一括拠出額の算定方法	特別掛金収入現価(A)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 ただし、特別掛金収入現価の方が大きい場合は、繰越不足金等(C)を加算可能	特別掛金収入現価(A)+繰越不足金等(C)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 (現行どおりの方法も可)

【A<B<A+Cの場合】

一括拠出額の算定方法として、継続基準と非継続基準の不足額の丈比べを採用する場合、現行では右図のケースでは非継続基準の不足額(B)を拠出することとされ、継続基準の不足額(A+C)を拠出できない。よって、継続基準の不足額を拠出できるようA+CとBの丈比べを可能とする。



※ 繰越不足金等とは、積立金の額が責任準備金の額を下回る額であり、減少時において特別掛金で措置されていない不足額を指している

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し

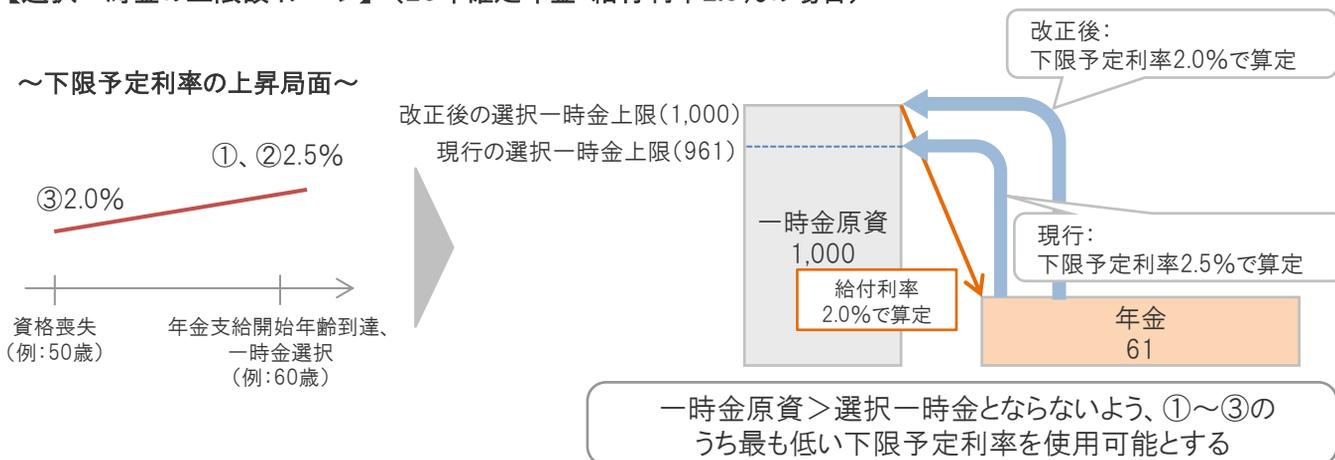
- ✓ 選択一時金の額は年金給付の現価相当額が上限だが、現価相当額の計算の基礎となる予定利率(下限予定利率※¹)の取り方の制約により、資格喪失時の脱退一時金よりも繰下げ支給の年金(老齢給付金)を一時金(=選択一時金)で受け取る方が額が小さくなる場合があった。
- ✓ 資格喪失時の脱退一時金額を確保できるよう予定利率の取り方を見直し。

※1 厚生労働大臣が定める掛金の計算に用いる予定利率の下限

	現行	変更内容
選択一時金の現価相当額の計算方法	選択一時金の上限は①・②のいずれか低い率を用いた年金給付の現価相当額とする ①年金支給開始年齢到達時の下限予定利率※ ² ②一時金選択時の下限予定利率※ ²	下限予定利率の選択肢に以下③を追加し、①～③のいずれか低い率を用いた年金給付の現価相当額とする ③資格喪失時の下限予定利率※ ²

※2 直近の財政再計算の基準日以降最も低い率

【選択一時金の上限額イメージ】(20年確定年金:給付利率2.0%の場合)



その他

✓ 手続きの整理

- 制度統合・分割・合併・権利義務承継等における承認または認可申請に添付する書類を追加・整理し、申請事項に則した内容となるよう申請書類を整理。

規約型	基金型
➢ 給付減額が生じる場合の添付書類に「給付減額理由書」を追加	
➢ 終了承認申請書の添付書類に「終了理由書」を追加 ➢ 規約の統合または分割時の申請書類について、規約の承認時と同様の書類を追加	➢ 解散認可申請書の添付書類に「解散理由書」を追加 ➢ 合併後設立基金又は分割設立基金における申請書類について、設立認可時と同様の書類を追加

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

その他(つづき)

- ✓ 障害給付金の請求に係る添付書類の見直し
 - DB等における障害給付金の請求の際に、障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにする書類を添付することができない時は、診察券・入院記録等の当該初診日を証するのに参考となる書類の添付を可能とする。
- ✓ 存続連合会への事務委託
 - 厚生年金基金の一部の設立事業所がDBに権利義務移転(代行返上)を行う際の記録整理及び現価相当額の算定業務等について、政府から連合会に事務委託可能とする。
- ✓ 受託保証型DBに関する見直し
 - 通常のDBから受託保証型DBへ移行する際、積立不足の一括償却を可能とする。
 - 受託保証型DBにおいて選択一時金の現価相当額の計算に使用する予定利率は、生命保険契約の契約者価額の計算に用いる予定利率に固定。
- ✓ 個人情報保護に関する規定の整備
 - DBの事業主及び基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、国民年金基金連合会、DCの事業主、存続厚生年金基金並びに存続連合会が適正に個人情報の取扱いを行う旨を規定。

以上